としまチャレンジ出店事業実施要綱

令和８年10月21日
産業観光部長決定

（目的）

第1条　この要綱は、豊島区内で将来的に店舗を設けることを目指す創業初期の者に対し、商品又はサービスのテストマーケティングを行う機会を提供することにより、事業の成長及び豊島区内への定着を後押しし、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、としまチャレンジ出店事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 創業前の者
申請日時点において、個人にあっては開業届を提出していない者、法人にあっては法人設立登記をしていない者をいう。

(2) 創業後５年以内の者
個人にあっては開業日、法人にあっては法人設立日から申請日までの期間が５年以内である者をいう。

(3) 常設店舗
実店舗その他これらに類する施設において、継続的かつ反復的に一般顧客へ商品又はサービスを提供している営業形態をいう。なお、催事、イベント、マルシェ等への一時的な出店又はEC販売のみを行っている場合は、常設店舗の運営には該当しない。

（事業内容）

第3条　本事業は、区が指定する場所及び期間において、採択された者に商品又はサービスを試験的に提供する機会を提供するものとする。

2. 本事業の実施場所及び実施期間その他必要な事項は、区が別に定める。

3. 区長は、事業運営上必要があると認めるときは、前各項に規定する内容を変更することができる。

（対象となる事業）

第4条　本事業の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 菓子製造業を主とする事業

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当と認める事業

2. 前項の規定にかかわらず、施設条件又は法令上の制約により実施できない事業は、本事業の対象としない。

（申請者の要件）

第5条　本事業に申請することができる者は、豊島区内において将来的に常設店舗を開設する意思を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 申請日時点において、次のいずれかに該当すること。

ア. 創業前の者

イ. 創業後 5 年以内の個人事業主

ウ. 創業後 5 年以内の法人

(2) 次のいずれかに該当すること

ア. 特定創業支援等事業による証明書の交付を受けている者

イ. 令和 9 年 2 月末までに豊島区特定創業支援等事業による証明書の交付を受ける見込みがある者

(3) 申請日時点において、常設店舗を運営していないこと。

(4) 出店期間中、原則として申請者本人が店舗運営に従事できること。

(5) 出店終了後、区が実施する成果報告、アンケートその他の効果測定に協力できること。

(6) 施設の利用ルールに従うこと。

(7) 事業の実施に当たり関係法令を遵守できること。

(8) 直近の法人都民税又は個人住民税を滞納していないこと。

（申請することができない者）

第6条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本事業に申請することができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業その他区長が本事業の対象として社会通念上適切でないと認める事業を営む者

(3) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション、催眠商法、霊感商法その他本事業の対象として適切でないと区長が認める業態を営む者

(4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者又は団体

(5) 公序良俗に反する事業を行う者

(6) 法令に違反する商品又はサービスを取り扱う者

(7) 豊島区その他の公的機関から支援を受け、不正等の事故を起こしたことがある者

（8）前各号に掲げるもののほか、区長が本事業の対象として適切でないと認める者

（費用負担）

第7条　本事業の実施に係る出店施設の利用料は、区が負担する。

2. 次の各号に掲げる経費は、採択された者の負担とする。

（1）商品に係る原材料費及び仕入費

（2）消耗品費

（3）広告宣伝費

（4）商品、什器その他物品の運搬費

（5）保険料

（6）前各号に掲げるもののほか、出店に必要な経費

3. 採択された者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品その他の物品を破損し、汚損し、又は滅失させた場合における原状回復その他必要な経費は、当該採択された者の負担とする。

（申請）

第8条　本事業に申請しようとする者は、区が別に定める期間内に、所定の申請フォームにより、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）としまチャレンジ出店事業申請書（第 1 号様式）

（2）計画書（第 2 号様式）

（3）誓約書（第 3 号様式）

（4）特定創業支援等事業による証明書の写し。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号イに該当する者は証明書取得後に提出するものとする。

（5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2. 前項の申請は、申請者本人が行わなければならない。法人にあっては、その代表者が申請を行うものとする。

3. 申請は、1 申請者につき 1 件とする。

4. 区長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、申請書類の内容その他必要な事項について説明又は追加書類の提出を求めることができる。

5. 提出された申請書類は、返却しない。

（審査）

第9条　区長は、第 8 条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、採択者を決定するものとする。

2. 区長は、審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は申請内容の確認を求めることができる。

3. 採択者数は 2 者以内とする。ただし、審査の結果、適当と認める者が採択予定数に満たない場合は、この限りでない。
4. 区長は、必要があると認めるときは、補欠候補者を定めることができる。
5. 審査方法その他必要な事項は、区長が別に定める。

（採択等の決定）

第10条　区長は、前条の規定による審査により採択を決定したときは、としまチャレンジ出店事業採択通知書（第 4 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2. 区長は、採択しないことを決定したときは、としまチャレンジ出店事業不採択通知書（第 5 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
3. 区長は、第 1 項の規定による通知に際し、採択に必要な条件を付すことができる。

（事業の変更又は辞退）

第11条　採択者は、申請した事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2. 採択者は、採択内容を変更もしくは辞退しようとするときは、速やかにとしまチャレンジ出店事業変更・中止承認申請書（第 6 号様式）を提出しなければならない。
3. 区長は、前項の申請を承認するときは、としまチャレンジ出店事業変更・中止承認通知書（第 7 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
4. 区長は、第 2 項の申請を不承認するときは、としまチャレンジ出店事業変更・中止不承認通知書（第 8 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
5. 区長は、採択者から辞退の届出があった場合その他必要があると認める場合は、補欠候補者を繰り上げて採択することができる。

（採択者の遵守事項）

第12条　採択者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）区が指定する日時に出店すること。
（2）申請した商品又はサービスを提供すること。
（3）法令及び施設の利用ルールを遵守すること。
（4）商品の品質、安全管理及び衛生管理を徹底すること。
（5）出店までに食品衛生責任者の資格を取得し、かつ、食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
（6）出店に伴う事故、苦情その他の問題について、採択者の責任において適切に対応すること。
（7）区又は施設管理者の指示に従うこと。
（8）採択により得た権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
（9）出店場所を申請した事業以外の用途に使用しないこと。

（10）原材料、アレルゲン、消費期限等について、販売形態に応じて法令上必要な表示を行うこと。

（11）食中毒その他の重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに区及び施設管理者に報告し、その指示に従うこと。

（12）前号の規定に関わらず、衛生上の疑義が発生した場合、区は出店の一時停止を求めることができる。

（13）出店に際して使用する施設、設備及び備品について、施設管理者の定める利用条件を遵守し、使用後は原状に復すること。

（14）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（売上げ等の帰属）

第13条　出店により得た売上げは、採択者に帰属する。

2. 商品の販売、代金の受領、売上げの管理、税務上の手続その他販売に伴う事務は、採択者の責任において行うものとする。

3. 商品の返品、交換、苦情その他顧客との間に生じた問題は、採択者の責任において対応するものとする。

（成果報告）

第14条　採択者は、出店終了後、区が指定する期日までに、としまチャレンジ出店事業成果報告書（第９号様式）を提出しなければならない。

2. 成果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

（1）来場者数

（2）売上実績

（3）顧客から寄せられた意見及び反応

（4）テストマーケティングにより明らかになった課題

（5）今後の事業展開

（6）豊島区内における出店の検討状況

（7）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3. 採択者は、区が実施するアンケート、聞き取りその他の効果測定に協力しなければならない。

（採択の取消し）

第15条　区長は、採択者が次の各号のいずれかに該当するときは、採択の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により採択を受けたとき。

（2）第５条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

（3）第６条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（4）正当な理由なく、区が指定する日時に出店しないとき。

（5）申請した事業と著しく異なる事業を実施したとき。

（6）出店までに食品衛生責任者の資格を取得しなかったとき。

（7）施設の利用ルール又は区若しくは施設管理者の指示に従わないとき。

（8）安全管理又は衛生管理に重大な問題があると認められるとき。

（9）食品衛生法その他関係法令に違反したとき。

（10）第 14 条に規定する成果報告を、区が指定する期日までに行わないとき。

（11）法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（12）前各号に掲げるもののほか、区長が採択者として適切でないと認めるとき。

2. 区長は、前項の規定により採択を取り消したときは、としまチャレンジ出店事業採択取消通知書（第 10 号様式）により、当該採択者に通知するものとする。

（損害賠償等）

第16条　採択者は、採択者の責めに帰すべき事由により、区、施設管理者、顧客その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2. 出店中に発生した商品の品質不良、食中毒、異物混入その他商品又はサービスの提供に起因する事故、苦情又は損害については、採択者の責任において対応するものとし、区はその責任を負わない。

3. 採択者は、前項に規定する事故等により区又は施設管理者に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4. 出店中に生じた商品の盗難、紛失、破損その他の損害については、区の責めに帰すべき事由がある場合を除き、区はその責任を負わない。

5. 天災、感染症の拡大、施設の利用停止その他やむを得ない事情により、出店の全部又は一部を中止し、又は変更した場合に生じた損害については、区の責めに帰すべき事由がある場合を除き、区はその責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第17条　区は、本事業により取得した個人情報を、本事業の実施、審査、連絡、効果測定その他本事業に必要な範囲で使用するものとする。

2. 区は、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、前項の個人情報を本人の同意なく本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないものとする。

（公表等）

第18条　区長は、本事業の周知及び成果の普及を目的として、採択者の氏名又は名称、事業内容、出店状況、成果報告の内容その他必要な事項を、区の広報媒体等に掲載し、又は公表することができる。

２．　採択者は、区が行う本事業の広報等に可能な範囲で協力するものとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。